

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年12月17日(2015.12.17)

【公表番号】特表2014-533219(P2014-533219A)

【公表日】平成26年12月11日(2014.12.11)

【年通号数】公開・登録公報2014-068

【出願番号】特願2014-541539(P2014-541539)

【国際特許分類】

B 6 0 R 22/12 (2006.01)

【F I】

B 6 0 R 22/12

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月27日(2015.10.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

安全ベルトシステムのベルトロック用の挿入トングであって、

ベルトロック内への挿入に適した挿入部、

安全ベルトを挿入し方向を変えるためのスロットを有するベルト保持部、及び

スロット状開口を有する金属プレートを備え、

前記スロット状開口を画定する、前記金属プレートの少なくとも1つの縁部が、プラスチック材料中に埋め込まれ、

前記スロット状開口を画定する、前記金属プレートの前記縁部は、前記スロット状開口の開口面から外へ曲げられて、フック状の断面を有し、

前記スロット状開口と対向する前記曲縁部の外側は、断面が部分的に湾曲され、

湾曲された前記外側には、断面が湾曲されるプラスチック層が設けられ、

湾曲された前記プラスチック層の外側には、前記金属プレートの前記曲縁部から離れるように延びるプラスチック歯が形成され、

前記歯は、一方向での前記安全ベルトのスライドを他方向におけるよりも大きく抑制するフィン状断面を有し、

前記歯の先は、前記安全ベルトが配置される際に前記安全ベルトが肩領域から骨盤領域の方向に沿ってスライドすることを前記歯が抑制するように方向付けられている、

挿入トング。

【請求項2】

前記ベルト保持部は、前記挿入部の面から外へ曲げられ、

前記スロットの広がり方向は、前記挿入部に対して10~19度の角度を成す、

請求項1に記載の挿入トング。

【請求項3】

前記金属プレートの前記曲縁部は、前記挿入部の面へと向かう方向で前記スロット状開口の開口面から外へ曲げられ、特に直角に曲げられる、

請求項1又は請求項2に記載の挿入トング。

【請求項4】

前記金属プレートの前記曲縁部は、前記挿入部の平面から離れるように、前記スロット状開口の開口面から外へ曲げられ、特に直角に曲げられる、

請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の挿入トング。

【請求項 5】

前記金属プレートの前記曲縁部は、断面が部分的に湾曲される外輪郭を有するプラスチックストランド中に埋め込まれ、

前記湾曲された外輪郭は、前記曲縁部の前記外輪郭と好ましくは平行である、

請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の挿入トング。

【請求項 6】

前記プラスチックストランドの前記湾曲された外輪郭には、歯が部分的に設けられるとともに、滑らかな外面を有するウェブが部分的に設けられる請求項 5 に記載の挿入トング。

【請求項 7】

安全ベルトシステムのベルトロック用の挿入トングであって、

ベルトロック内への挿入に適した挿入部、

安全ベルトを挿入し方向を変えるためのスロットを有するベルト保持部、及び

スロット状開口を有する金属プレートを備え、

前記スロット状開口を画定する前記金属プレートの縁部は、断面が部分的に湾曲された外輪郭を有するプラスチックストランド中に埋め込まれ、

前記プラスチックストランドの前記外輪郭には、一方向での前記安全ベルトのスライドを他方向におけるよりも強く抑制する歯が少なくとも部分的に設けられ、

前記歯の先は、前記安全ベルトが配置される際に前記安全ベルトが肩領域から骨盤領域の方向に沿ってスライドすることを前記歯が抑制するように方向付けられている、

挿入トング。

【請求項 8】

金属プレートが打ち抜き加工され、該打ち抜き加工に伴って、スロット状開口が形成され、

打ち抜き加工された前記金属プレートが深絞りされ、

前記スロット状開口を画定する前記金属プレートの縁部は、前記スロット状開口の開口面から外へ曲げられ、該曲げにより、前記曲縁部がフック状の断面を有し、

前記曲縁部がプラスチック材料中に埋め込まれる、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の挿入トングを製造する方法。